

OECD（経済協力開発機構）専門員の募集

外務省では、経済局経済協力開発機構室にて、以下の要領にて非常勤職員の募集を行います。積極的なご応募をお待ちしています。

1 業務内容

- (1) 当室主管の国際会議における各議題案の調整、及び、各種会談・会議への対応。
- (2) 要人来訪に係る各種会談の資料作成補助。
- (3) その他関連業務。

2 勤務場所

外務本省（東京都千代田区霞が関二丁目2番1号）
経済局経済協力開発機構室

3 採用形態

非常勤の国家公務員（OECD（経済協力開発機構）専門員）として採用

4 募集人数

1名

5 採用期間

平成27年5月中旬（予定）から平成28年3月31日まで

6 勤務日、勤務時間

勤務時間は、原則として、月曜日から金曜日までの週29時間以内（1日あたり5時間45分以内）とする。12時30分から13時30分までは休憩時間とする。

7 待遇

- ・給与は当方規程により決定。
- ・交通費は当方規定により支給。
- ・社会保障（健康保険、厚生年金及び雇用保険）については、一定の基準を満たした場合に加入。

8 応募資格

- (1) 大学卒業又は同等の学歴を有し、一定期間以上の実務又は社会科学等の分野での、研究の経験を有すること。同分野に関する調査・研究実績、又は、国際的な業務に係る職務経験があればなお望ましい。
- (2) 一定水準の英語の語学力（文書作成能力及び口頭での交渉、調整能力）を有すること。
- (3) 基本的なパーソナルコンピューターの操作（ワード、エクセル、パワーポイント等）に支障がないこと。
- (4) 当該採用期間にわたり、継続して勤務が可能なこと。

- (5) 日本国籍を有し、外国籍を有しないこと（確認のため、戸籍謄本の提出をお願いすることがある）。
- (6) 次のいずれかに該当する者は、今回の募集に応募できません。
 - ・成年被後見人，又は被補佐人
 - ・禁錮以上の刑に処せられ，その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ・一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け，当該処分の日から2年を経過しない者
 - ・日本国憲法施行の日以後において，日本国憲法またはその下に整理した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他団体を結成し，またはこれに加入した者

9 選考方法

第一次選考：書類審査

第二次選考：面接試験及び筆記試験（書類審査合格者に対してのみ実施日時を連絡します。）

10 応募方法

- (1) 次の書類を「OECD専門員応募」と朱書きした封筒に入れて，下記宛先に郵送して下さい。なお，提出いただいた応募書類は返却しません。
 - 履歴書（顔写真貼付）1通（語学検定を受けている場合には，受験年月日及び得点を記入すること）
 - 経済分野での経験・実績等を示す文書（ある場合のみ。A4サイズ1枚程度で履歴書を補足するもの。研究成果，執筆論文等これまでの成果等の資料を添付することも可能。）
- (2) 応募締切日
平成27年4月28日（火）（必着）
- (3) 郵送先
〒100-8919 東京都千代田区霞が関2-2-1
外務省経済局経済協力開発機構室

11 問い合わせ先

外務省経済局国際経済課 小山，山崎

電話：03-3580-3311（内線：3429）